

平成十三年十月十二日提出  
質問第一一三号

被害が発生していない段階で、治安出動が下命される場合に関する質問主意書

提出者 長妻 昭

被害が発生していない段階で、治安出動が下命される場合に関する質問主意書

自衛隊法では第七十八条（命令による治安出動）、第八十一条（要請による治安出動）で、治安出動について規定しており、その下命要件も定められている。

一 治安出動で規定している「緊急事態」や「事態やむを得ないと認める場合」には、その事態が起こる強い恐れも含まれるのか否か。

二 被害が発生していない段階で、治安出動が下命される場合は、あるのか。あるとすれば、どのような場合か。

三 さらに具体的な事例において、治安出動の考え方を質問する。

例えば、米国で発生したテロのように、旅客機が、ビルへの自爆テロを今、まさにしようとしている場合（テロが起こる直前）、治安出動が下命可能なのか。

また、このケースではどのような状況では治安出動が可能で、どのような状況では治安出動が不可能なのか、お教え願いたい。

右質問する。